

産業廃棄物処分業許可証

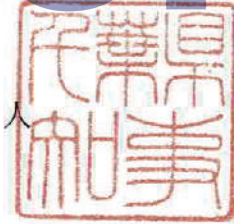
住 所 東京都荒川区西尾久三丁目6番10号

氏 名 株式会社マルピアグリ

代表取締役 染谷 美範

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和3年3月29日

許可の有効年月日 令和7年11月8日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

発酵（液状飼料化）による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃酸（飼料化できるものに限る）、イ 廃アルカリ（飼料化できるものに限る）、
ウ 動植物性残さ

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※ 「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を
処分できない。

※ 「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない
種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分
できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

3 許可の条件

産業廃棄物の処理に当たっては、敷地境界における臭気指数が1.4以下となるよう脱臭
装置の維持管理を徹底することにより、悪臭の発散を防止すること。

(続 く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

平成22年11月9日 新規許可

令和元年5月9日 変更届 (八街市の事業場、堆肥化施設、乾燥施設、高速粉碎機2基、メタン発酵施設、前処理破碎机および汚泥脱水施設の休止、保管施設の変更、役員の変更)

令和3年3月29日 更新許可

令和3年4月20日 変更届 (八街市の事業場の全廃止)

令和4年10月27日 変更届 (名称、本店住所及び代表者の変更)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)



許可証別紙

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
発酵(液状飼料化)施設	70.0 t/日 (平成18年12月18日)	1	千葉県佐倉市大作 二丁目 4番1の一部 4番2の一部
乳酸発酵槽	55m ³	4	
原料計量タンク	12m ³	2	
乳飲料受けタンク	0.5m ³	1	
原料混合タンク	14m ³	1	
無包装原料保管庫 (廃酸)	4.7m ² 2.5m ³	1	
無包装原料保管庫 (廃アルカリ)	4.7m ² 2.5m ³	1	
無包装原料保管庫 (動植物性残さ)	12m ² 30m ³	1	
原料保管施設 (廃酸・廃アルカリ)	15m ² 12m ³	1	
残さ物保管施設 (廃プラスチック類)	7.4m ² 8m ³	1	
残さ物保管施設 (汚泥)	7.4m ² 8m ³	1	
排水処理設備	197.2m ³ /日	1	

(以下余白)